

別表1-3 (令和5年10月1日以降)

1 事業区分	2 実施者
(1) 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業	1 政令市 (地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条の政令で定める市をいう。以下同じ。)
(3) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業	1 「令和5年10月以降の新型コロナウイルス感染症の病床について(通知)」(令和5年9月26日 神奈川県健康医療局医療危機対策本部室長)による「コロナ病床」を有し、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた実績があり、G-MIS上に実績及び受入可能病床数等の入力を行う者 2 その他知事が認める者(注1)
(4) 外来対応医療機関設備整備事業	1 新型コロナウイルス感染症患者や同感染症の疑い例を診療した実績がある外来対応医療機関(注2)
(8) DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業	1 市町村 2 その他知事が認める者
(13) 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業	1 市町村 2 疑い患者を診療する医療機関として県に登録され、診察した実績のある救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う機関
(15) 外来対応医療機関確保事業	1 市町村 2 令和5年3月10日以降に新たに外来対応医療機関(注2)(令和5年5月7日以前は発熱診療等医療機関(注3))の対応を行い、少なくとも令和5年度中は外来対応医療機関の対応を行う保険医療機関

(注1) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関に患者を搬送する消防機関について、使用する個人防護具を対象とする。

(注2) 「外来対応医療機関の指定に関する要綱」に基づき県が指定した外来対応医療機関

(注3) 「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」(令和2年9月4日 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)に基づき県が指定した発熱診療等医療機関